

京都市告示第326号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和8年8月31日

京都市長 松井 孝治

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
水嶋 陸斗	北大路東洋鍼灸整骨院	北区小山北上総町26米田ビル1F	令和8年7月1日
太田 肇	訪問マッサージ タクタス施術所	上京区浄福寺通上立売上る大黒町721	令和8年7月8日
奥本 健太郎	訪問鍼灸GENKISUN京都	南区吉祥院清水町23-1グレース西大路402	令和8年7月27日
山本 菜月	フレミル訪問マッサージ	南区東九条西山町19番地ベルクローチェ京都sta603	令和8年7月13日
高見 賢一	フレミル訪問マッサージ	南区東九条西山町19番地ベルクローチェ京都sta603	令和8年7月13日
大野 真紀子	やましろ鍼灸マッサージ治療院	西京区桂芝ノ下町36-12	令和8年7月14日
川寄 智哉	永田東洋鍼灸整骨院	伏見区東町212-1 ツインズスクエアウエスト1F	令和8年7月1日
富沢 経子	訪問はりきゅうマッサージKEiROW伏見ステーション	伏見区京町南8丁目91-1	令和8年6月23日
熊本 翔太	宇治東洋鍼灸整骨院	宇治市広野町一里山65-3 クレスビル1F	令和8年7月1日

（保健福祉局福祉のまちづくり推進室）